

「水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る
安全対策のあり方に関する検討会」
開催要綱

(目的)

第1条 水素社会実現に向けた取組の一環として、燃料電池自動車の普及に向け、水素スタンドの整備を加速させるための取組が進められている。

水素スタンドを併設する給油取扱所において、施設内レイアウトの効率化等の観点から、水素充填のための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化することについて技術基準の整備が求められている。

また、近年では、有機ハイドライド方式の水素スタンド等、新たな形態の水素スタンドの実用化が進められており、当該水素スタンドに関連する危険物施設の技術基準の整備が求められている。

このような状況を踏まえ、給油取扱所等の危険物施設について、多様化する水素スタンドに対応するために必要な安全対策のあり方について検討するため、検討会を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- (1) 水素スタンドを併設する給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する事項
- (2) 有機ハイドライド方式の水素スタンド等の新たな形態の水素スタンドに関連する危険物施設の火災危険性及び安全対策のあり方に関する事項

(検討会)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成31年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から実施する。